

大阪弁護士会ロールーム構想とは

1 ロールーム構想

(1) ロールームの意義

実務の先端科目について、弁護士会が弁護士を担当教員とするロールームを構築し、各ロースクールの学生はロールームへ通ってこの先端科目の授業を受け、各ロースクールはこの先端科目の授業の単位を卒業単位として認定する。

なお、この「先端科目」の意義については別紙を参照のこと。

(2) ロールームの必要性

- ① 実務の先端科目の教員担当者は少ないため、弁護士が集まりやすい弁護士会のロールームで行うことにより、遠隔地や多数のロースクールへ行かなくて済み、また、一科目を複数の教員で担当する等、教員の負担を減らすことができる。
- ② 弁護士が集まりやすい弁護士会のロールームで授業を行うことにより、1回の講義を複数の弁護士で担当したり、複数の弁護士が参加して模擬裁判や模擬交渉等の実演を行ったりする等、授業の工夫をすることができる。
- ③ 弁護士会に実務教育の専門知識、ノウハウを独自に蓄積し、これらをさらに多数の実務家で検討し練り上げることができる。
- ④ ロールームで蓄積した実務教育に必要な専門知識、ノウハウを利用して、ロールームやロースクールの教員の研修・養成を図ることができる。

(3) ロールームの展開

- ① ロースクール教員の派遣についても、ロールームでの教員採用基準の検討結果等により派遣教員推薦基準を作り、この基準をもとに弁護士会に対しロースクールからの教員派遣の要請があった場合にはロースクールへの派遣教員の推薦を行う。
- ② 弁護士会で養成したロースクール教員及びロールーム教員による先端科目の実務専門知識等の蓄積を弁護士全体の研修基盤とし、さらに講演・出版等により一般社会へ還元する。

2 基本的作業

(1) 組織作り

- ① 運営委員会……運営担当者として、主として科目リスト、教員担当候補者リスト、顧問団リストを作成して組織を立ち上げ、立ち上げ後は派遣教員推薦基準、ロールームの運営方法（経営的側面）を検討する。
- ② 担当者会議……教員担当者として、主として教員採用基準、講義方法・教材、ロールームの運営方法（教務的側面）を検討する。

- ③ 顧問団会議……全体的立場から、大阪弁護士会の先端科目の「顔」として、ロールームの運営方法（経営的側面、教務的側面）についてご意見を頂く。

(2) 作業項目

- ① 科目リスト作成
- ② 教員担当候補者リスト作成
- ③ 顧問団リスト作成
- ④ ロールームでの講義方法・教材の検討とこれらの指導要領の作成
- ⑤ ロールーム教員採用基準の作成
- ⑥ ロースクール派遣教員推薦基準の作成
- ⑦ ロールーム運営方法（経営的側面、教務的側面）の検討

(3) スケジュール

① 2001 年度

ア 運営委員会では、科目リスト、教員担当候補者リスト、顧問団リストの各リストの作成を完了し、組織の立ち上げを行い、組織の立ち上げ後は⑦のロールームの経営的側面の検討に着手する。

この場合、a. 顧問団リストの検討、b. 別紙 A グループ科目での科目リスト及び教員担当候補者リスト検討、c. 別紙 B グループ科目での科目リスト及び教員担当候補者リスト検討の3つの小部会に分けられるのではないかとと思われる。

イ 運営委員会から一部委員が派遣され、教員担当候補者から新たに部会員が選任される等して担当者会議を組織し、⑦のロールームの教務的側面及び④のロールームでの講義方法等の指導要領及びこれを前提とする⑤のロールーム教員採用基準の検討に着手する。

この場合、運営委員会の各委員を中心として各先端科目別に教員担当候補者リストから適宜検討のための小部会員が選任されて先端科目毎に小分科会が作られ、④の指導要領及び⑤の教員採用基準が各先端科目毎に検討されると思われる。

また、この場合ロースクール協議会で別に組織されている基礎科目の教材担当グループの成果（教材・授業方法）が提供される。

ウ 顧問団を組織する。

② 2002 年度

ア 運営委員会で、顧問団の意見を聞きながら、引き続き⑦のロールーム経営的側面の検討を続行するとともに、担当者会議の④⑤の検討の成果及び基礎科目の教材担当グループの成果を踏まえ、さらに各ロースクールからの要望も十分に聞いて、⑥のロースクール派遣教員推薦基準を作成する。

イ 担当者会議で、顧問団及び各ロースクールの意見を聞きながら、各先端科目毎に④の指導要領及び⑤のロールーム教員採用基準の作成を完了し、引き続き⑥のロールームの教務的側面の検討を行う。

③ 2003 年度

上記⑤のロールーム教員採用基準及び教員担当候補者リストに基づきロールームの担当教員を確定させ、⑥のロースクール派遣教員推薦基準に基づき、広く一般に各ロースクールの弁護士教員の候補者を募集するとともに、顧問団及び各ロースクールの意見を聞きながら、⑦の経営的側面及び教務的側面の検討を完了してロールームの設立準備委員会を設ける。

④ 2004 年度

ロールームの開設及びロースクールへの教員派遣の実施

先端科目

第1 先端科目の意義

先端科目とは、ロースクールの授業科目のうち、基礎科目と対比されるものであり、基礎科目により法実務の基本的な考え方を学んだ後に、学ぶべき実際の実務を取り扱う、いわば実務の最先端及び最前線を扱う科目のことである。

基礎科目との対比でいえば、学生の理解や教育の容易性から基礎科目の教材は抽象化されることが多いことが想定されるが、先端科目では生の事実が教材として利用されることが多いであろう。

先端科目内部でも、未だ法実務としても十分確立されたといえない、まさに「最先端科目」から、法実務としても十分確立され理論的にも十分解明されている「最前線科目」まで種々のものがある。

第2 先端科目の具体例

A グループ科目（最先端科目）

国際人権法実務、民事介入暴力法実務、環境法実務、子どもの人権法実務、高齢者・障害者法実務、住宅紛争法実務、サイバー法実務、犯罪被害者法実務

B グループ科目（最前線科目）

交通事故法実務、消費者保護法実務、国際取引法実務、倒産法実務、家事法実務、民事法廷実務、刑事法廷実務、行政法実務、知的財産権実務、独禁法実務、会社法実務、労働法実務、金融取引法実務、医療過誤法実務